

令和8・9・10・11・12年度 電子複写機による複写サービス基本契約申込要領

令和8年度から令和12年度までの電子複写機（以下「複写機」という。）による複写サービス契約について、基本契約の締結希望者を次のとおり募集します。

1 受付の期間及び場所

- (1) 受付期間 令和8年1月8日から令和8年1月22日まで
- (2) 受付場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当

2 基本契約に関する事務を担当する部局等（以下「基本契約担当部局」という。）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話 023(630)2723

3 複写サービス契約の概要

複写機による複写サービスについて、各メーカーの取扱業者等（10に掲げる資格要件を満たす者に限る。）との間に機種及び料金等を約定した基本契約を締結し、5に掲げる対象機関において、基本契約に基づき供給を受ける機種を選定し個別契約を締結するもの。ただし、県が支出負担行為に基づき供給を受けるものに限る。

なお、今回募集する契約は基本契約であり、複写サービスの調達については、各対象機関における個別契約の締結を要するため、当該個別契約の締結に至らない場合がある。

4 複写サービス契約の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

5 複写サービス契約の対象機関

この契約の対象機関は次のいずれかに掲げる機関（以下「各課等」という。）とする。

なお、個別契約の締結にあたっては、各部局等ごとに一括して契約を行う場合がある。

- (1) 知事局棟に存する知事部局、教育局、人事委員会事務局及び監査委員事務局（当該各課の駐在を含む。）
- (2) 労働委員会事務局審査調整課（村山総合支庁）
- (3) 議会事務局の各課（室）
- (4) 警察本部の各課（室）（当該各課の駐在を含む。）

6 複写サービス契約の内容等

(1) 契約の内容

この契約に含まれる複写サービスの内容は、次のとおりとする。なお、その他基本契約において約定する事項については、別添「基本契約書（書式）」のとおりとする。

ア 複写機（付加装置を含む。）の設置及び使用供給

(ア) 基本契約で約定する複写機はデジタル機とし、複写速度区分ごとの標準搭載機能及び付加装置等は別添仕様書のとおりとするとともに、約定する台数は、カラー複写非対応の複写機（以下「モノクロ機」という。）及びカラー複写対応の機種（以下「カラー機」という。）ごとの複写速度区分ごとに10機種までとする。ただし、同一機種を付加機能等の違いにより異なる機種とすることはできない。なお、現契約業者の既設機器については(イ)に記載のとおり。

(イ) 設置及び使用供給とはプリンター、ファクシミリ及びスキャナ等の複写機に付加することができる機能を含み、また、その使用に必要な接続及び設定等を含む。

(ウ) 約定する機種は5年間の使用に耐えられるものとし、未使用、既使用の別は問わない。

(エ) 既設機器において令和12年度までの5年間の使用でメーカーの定める耐久枚数に及ばないと見込まれる機器については、機器の入れ替えをせず設置を継続することを認める。

イ 複写機の操作方法の指導

ウ 複写機の定期的な保守点検（リモート含む）

複写機の保守点検については、各課等において常時正常な状態で使用できるよう使用状況に応じて実施するものとする。

エ 複写機の故障等が生じた場合の修理

複写機の故障等により、各課等からの連絡があった場合は、直ちに修理を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。なお、当該作業の実施は各課等の業務時間内とする。

オ 消耗品等の供給

- (ア) トナーカートリッジを除く消耗品等（感光体、デベロッパー及びフィルター等）は、各課等と個別契約を締結した者（以下「個別契約業者」という。）の点検又は各課等からの連絡により個別契約業者が複写品質維持のために必要と認めたとき、これを直ちに交換するものとする。ただし、用紙及びステイプル用針を除く。
- (イ) トナーカートリッジについては、各課等の予備消耗品を複写機の設置場所に備えるものとし、個別契約業者の巡回又は各課等からの連絡により予備消耗品が不足したことを知ったときは速やかにこれを供給するものとする。
- (ウ) 使用済みトナーカートリッジ等の消耗品は全て回収すること。

カ 県基幹高速通信ネットワークへの接続

複写機の接続に係る設定条件等は以下のとおりであり、作業の際は別途指示に従うこと。

プロトコル	TCP/IP
インターフェース	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T
IP アドレス	D X推進課指定のアドレス
対応 OS	Windows 10、Windows 11
プリンター	サーバ等のPCを経由しない、各クライアントからネットワーク経由のダイレクト出力
その他	仮想ブラウザ（RevoBrowser）、Microsoft365Apps for Enterprise 対応

キ 情報漏えい防止のための措置

- (ア) 各課等から要望があった場合、協議の上、複写機内のHDD及びメモリへのアクセス権の設定（パスワード付与）を行うこと。
- (イ) 各課等から要望があった場合、協議の上、FAX等の外部送信機能や外部記憶媒体へのデータ保存機能等の制限等を行うこと。
- (ウ) 撤去する複写機のハードディスク等の残存データについて、個別契約業者の責任においてデータの復元ができない状態に完全に削除・消去し、消去が完全に行われたことを確認できる証明書を提出すること。証明書を提出できない場合は各課等の職員の確認を受けること。ただし、協議のうえ各課等において残存データを消去する場合もある。

ク その他

- (ア) 契約終了又は契約解除による複写機（付加装置を含む。）の撤去
- (イ) 契約期間内における機種変更による複写機（付加装置を含む。）の入替え設置
- (ウ) 契約期間内における複写機の設置場所変更による移設
- (エ) その他複写サービスの提供のために必要な保守作業
- (2) 複写サービスに含まれない経費
- ア 複写機の個別契約外の他の機器との接続のための部品に係る経費
- イ 契約期間内において、複写機を接続する個別契約外の他の機器（職員用パソコン等）の更新等、各課等の都合により生じた再度の接続及び設定に係る経費
- (3) 基本契約で約定する料金

基本契約で約定する料金（以下「基本契約料金」という。）は、「基本複写サービス料金」、「超過複写サービス料金単価」及び「付加装置料金」とし、これらは全て1か月あたりの消費税及び地方消費税を含まない額とする。

ア 基本複写サービス料金

複写サービスの1か月あたりの基本料金であり、別紙の「複写サービス基本契約に係る複写機仕様書」に掲げる標準搭載機能（当該標準搭載機能以外に約定する機種に標準で付加されている機能を含む。）の使用料金及び複写速度に応じた一定の複写枚数（以下「基本複写枚数」という。）が含まれるものとする。ただし、カラー機の場合は、モノクロ複写についてのみ基本複写枚数を設定することとし、カラー複写については設定しないものとする。

なお、基本複写枚数は複写機の複写速度（モノクロ複写時における1分間あたりのA4ヨコの最大複写枚数）ごとに次のとおりとする。

複写速度	基本複写枚数	複写速度	基本複写枚数
30枚未満	500枚	50枚～60枚未満	10,000枚
30枚～40枚未満	2,000枚	60枚～70枚未満	15,000枚
40枚～50枚未満	5,000枚	70枚～80枚未満	20,000枚

イ 超過複写サービス料金単価

複写サービス料金算出の基とする1か月の使用枚数（以下「複写サービス枚数」という。詳細は13を参照。）が基本複写枚数（個別契約において複数台を約定した場合は、当該約定した複写機の基本複写枚数の合計枚数とする。）を超過した場合に適応させる単価であり、全ての複写機に共通するものとする。（機種ごと又は複写機の種別ごとに約定することはできない。）ただし、カラー対応機種のカラー複写については基本複写枚数が設定されないことから、1枚目からこの単価を適用させるものとする。

なお、超過複写サービス料金単価は、次の枚数区分ごとに約定するものとする。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (ア) 2,000枚以下 | (カ) 50,001～100,000枚 |
| (イ) 2,001～5,000枚 | (キ) 100,001～150,000枚 |
| (ウ) 5,001～10,000枚 | (ク) 150,001～200,000枚 |
| (エ) 10,001～20,000枚 | (ケ) 200,001～300,000枚 |
| (オ) 20,001～50,000枚 | (コ) 300,001枚以上 |

ウ 付加装置料金

複写機にオプションとして設定される装置等の基本料金であり、付加装置の項目は次のとおりとする。ただし、仕様書において標準搭載機能とされているもの（当該標準搭載機能以外に約定する機種に標準で付加されている機能を含む。）については、付加装置料金を設定することはできないものとする。

- (ア) 電子ソート（仕分機能付）
- (イ) フィニッシャー（ステイプル付フィニッシャー、パンチ・ステイプル付フィニッシャー、メールビン出力装置、三折/Z折装置等）
- (ウ) ネットワークスキャナ機能（LAN接続、メール送信機能を有すること）
- (エ) FAX機能
- (オ) 増設LAN・USBポート
- (カ) 両面自動原稿送り（両面複写機能付）※複写速度30枚未満機に限る。
- (キ) 料金装置（複写速度50枚未満のカラー機に限る。）

7 複写サービス料金の算出

(1) 複写サービス枚数

個別契約した複写機ごとの1か月の使用枚数（複写機を原因とする不良の複写及び保守等で使用した複写の枚数分として1%控除した枚数）に、個別契約ごと全ての複写機の使用枚数を合計した枚数とする。

なお、1%控除後の枚数に1枚未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

(2) 複写サービス料金

個別契約ごとの全ての複写機について、1か月ごとの基本複写サービス料金、超過複写サービス料金及び付加装置料金を合計した額とする。

なお、複写サービス料金に1円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

ア 基本複写サービス料金

個別契約ごとの全ての複写機の基本複写サービス料金を合計した額とし、複写サービス枚数が基本複写枚数以下の場合にあっても全額を算定する。

イ 超過複写サービス料金

複写サービス枚数が基本複写枚数を超過した場合に、その超過枚数分に超過複写サービス料金単価を適用し算出した金額とする。ただし、カラー機のカラー複写については、基本複写枚数の設定がないため、1枚目から当該単価の適用を受けるものとする。

なお、適用させる単価は超過複写サービス料金単価表のうち「基本複写枚数の次の1枚」が該当する枚数区分の単価から始まり、以降、複写サービス枚数分を全て算出するまで該当する枚数区分ごとの単価を用いて料金を算出するものとする。

ウ 付加装置料金

個別契約ごとの全ての複写機の付加装置料金を合計した額とする。

(3) 複写サービス料金の請求及び支払

毎月末日において個別契約業者が各課等の職員の確認又はWeb等の自動通知を受けて複写サービス枚数を算出し、これに基づき算出した複写サービス料金に消費税及び地方消費税額を加算した額（1円未満切捨て）を請求するものとする。

なお、複写サービス料金の算定については、上記アからウのほか、別紙「複写サービス料金の算出法具体例」を参照すること。

8 導入実績

この契約に係る過去の実績等は次のとおり。

ア 導入台数：令和4年度 169台（モノクロ機40台・カラー機129台）

令和5年度 168台（モノクロ機40台・カラー機128台）

令和6年度 169台（モノクロ機41台・カラー機128台）

【令和6年度導入台数の内訳】

複写速度	モノクロ機	カラー機
30枚未満	2台	5台
30枚以上40枚未満	2台	8台
40枚以上50枚未満	33台	14台
50枚以上60枚未満	—	20台
60枚以上70枚未満	3台	26台
70枚以上80枚未満	1台	55台
(合計)	41台	128台

イ 平均複写枚数（令和6年度実績）

（1台・1か月あたりの複写枚数）

複写速度	モノクロ機	カラー機 (モノクロ複写)	カラー機 (カラー複写)
30枚未満	515.91枚	800.38枚	514.11枚
30枚以上40枚未満	812.00枚	4,313.36枚	1616.22枚
40枚以上50枚未満	8,027.02枚	6,975.72枚	1,522.90枚
50枚以上60枚未満	—	12,044.37枚	2,998.22枚
60枚以上70枚未満	12,227.63枚	13,451.89枚	5,761.90枚
70枚以上80枚未満	20,854.00枚	25,725.33枚	7,026.84枚

※ 複写枚数は、料金算定に用いる2%控除後（現契約内容による。）の枚数を計上。

9 保守及び消耗品等供給に係るサービス代理人

複写サービスの供給に際し、保守及び消耗品等供給のサービスについては、基本契約締結時においてサービス代理人を指定し約定することにより、当該代理人にこれを行わせることができるものとする。

なお、この場合、当該代理人に対し本契約の内容を十分に理解させ、定期的な保守点検、故障時の速やかな修理及び消耗品等の速やかな供給がなされるよう十分な指導を行うことを条件とし、当該代理人との間で締結した代理業務に関する契約書の写しを提出すること。

10 基本契約の申し込みに係る資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 複写機メーカー又はメーカーが複写サービスを直接取り扱わない場合は当該メーカーの商社（メーカーが自社製品の流通・販売等を目的に設立した全国規模の関連会社をいう。）若しくは県内総代理店であること。
- (2) 基本契約申込書の提出期限の日から基本契約の締結の日までの期間中のいずれの日においても山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 山形県税及び消費税を滞納していないこと。
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

- イ 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 複写サービス契約を誠実に履行できる者として、基本契約担当部局において審査し適正であると認められた者であること。

11 申込み及び資格審査

申込みを行う者は、次の書類を1の受付期間内に基本契約担当部局に提出し、基本契約締結者としての資格の審査を受けるものとする。

なお、申込みを行った者は、提出書類に関し説明を求められた場合又は提出書類の追加を求められた場合は、これに応じるものとする。

- (1) 電子複写機による複写サービス基本契約申込書（様式第1号）
 - (2) 代理店証明書（様式第2号）（県内総代理店として申込みを行う場合に、メーカーが発行した当該証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの）を添付。）
 - (3) 委任状（様式第3号）（基本契約の申込み及び契約等の権限を営業所等に委任する場合）
 - (4) 登記事項証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの）
 - (5) 印鑑証明書（原本）（申込日から3か月以内に発行されたもの）
 - (6) 「山形県税」及び「消費税及び地方消費税」に係る納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの）
 - ア 「山形県税」については、「全ての県税の滞納がない証明書」
 - イ 「消費税及び地方消費税」については、「消費税及び地方消費税の滞納がない証明書」又は「納税証明書（「その3」又は「その3の2」若しくは「その3の3」）」

ただし、未納があり納税の猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」及び猶予を受けている期間以外で未納がない旨を記載した書類を提出すること。
 - (7) 財務諸表（最も近い時期に行った決算における「損益計算書」及び「貸借対照表」（1年分））
 - (8) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
 - (9) 社会保険及び労働保険加入状況一覧表（様式第5号）
 - (10) 社会保険（健康保険及び厚生年金）の本店の加入状況を確認できる書類（以下のうちいずれかひとつ、直近のもの。ただし、健康保険と厚生年金保険の加入状況が異なる場合は、それぞれ確認できる書類を提出すること。）
 - ア 納入告知書、納付書・領収証書
 - イ 保険料納入告知額・領収済額通知書
 - ウ 社会保険料納入確認書
 - エ 健康保険組合からの納入告知書・領収証書
 - (11) 労働保険（雇用保険及び労働者災害保険）の本店の加入状況を確認できる書類（以下のうちいずれかひとつ、直近のもの）
 - ア 概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）
 - イ 労働保険事務組合からの労働保険料等納入通知書
 - (12) 申込者又は委任者の山形県内又は近隣県内における国又は地方公共団体、若しくは独立行政法人等の公的機関を相手とした複写サービス契約の履行実績（契約期間に申込日から過去3か年内の日が含まれているもので可。）（様式第6号）
- ※ (4)から(11)の書類については、基本契約の申込みを行う年度において、山形県の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている場合は提出を省略することができる。

12 資格審査結果の通知及び見積書の提出

資格の審査は、受付期間の満了の日を基準日として行うものとし、その結果は書面により通知する。

審査の結果、資格を有する者と認められた場合は、別途指定する日までに様式第7号により基本契約で約定する料金等に係る見積書を提出すること。なお、見積書の書式については、別途指示するものとし、提出にあたっては、見積りを行う機種のカタログを添付すること。

13 基本契約料金の決定の方法について

基本契約料金については、見積金額が基本契約担当部局において作成した各料金の予定価格の範囲内である場合に決定する。

ただし、提出された見積金額の一部又は全部が予定価格を超過した場合は、再度の見積書徴取を行うものとするが、再度の見積書徴取に応じることができない場合は辞退することができる。辞退する場合は、書面により行なうものとし、契約の名称、辞退する者の氏名又は名称及び代表者名かつ辞退する理由を記載し、代表者印を押印したものを基本契約担当部局へ提出するものとする。

なお、再度の見積書徴取に応じられない場合において、基本複写サービス料金の一部が予定価格の範囲内である場合は、基本契約担当部局と協議の上、当該部分に限り基本契約を行うことができるものとする。

14 複写サービスの契約に係る事務手続き日程（予定）

(1) 基本契約申込み募集（取扱業者→基本契約担当部局）	1月8日から1月22日
(2) 資格審査結果の通知（基本契約担当部局→取扱業者）	1月27日
(3) 見積書提出期限（取扱業者→基本契約担当部局）	2月5日
(4) 基本契約の締結（山形県↔取扱業者）	2月10日
(5) 個別契約機種等の一括申込み（基本契約担当部局→取扱業者）	3月中旬
(6) 個別契約の締結（各課等↔取扱業者）	4月1日

15 契約の変更等

(1) 基本契約の変更等について

契約期間内に契約締結時に予期することができない理由等の発生により、超過複写サービス料金単価及び付加装置料金等が著しく不適当となった場合には、協議の上、当該料金を変更することができるものとする。

また、新機種の開発等に伴い機種の追加又は変更を希望する場合は、様式第8号により隨時申込みを行うことができるものとする。この場合、基本複写サービス料金は当初の基本契約締結時に設定した予定価格の範囲内であること並びに超過複写サービス料金単価及び付加装置料金は原契約のとおりの料金であることを条件とする。

なお、機種の変更については、変更前の機種と個別契約している各課等がなく、かつ、変更前の機種の複写サービス料金を超えない場合に認めるものとする。

(2) 個別契約の変更等について

組織の改編等に伴う契約機種の追加又は削減のほか、契約機種の設置場所の変更等については、基本契約の変更によらずに個別契約を変更することができるものとする。

なお、個別契約の変更については、各課等において行うものとし、その手続き等についても当該各課等と直接協議を行うものとする。

(3) 共通事項

基本契約又は個別契約の変更により機種の追加等を行う場合において、その契約期間は原契約の残存期間とする。

16 契約の解除

(1) 基本契約締結業者の契約違反等による契約解除

基本契約締結業者が基本契約書（書式）第19条第1項の各号又は第20条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、基本契約を解除するものとし、この場合、個別契約も解除されるものとする。

(2) 県の都合による個別契約の解除

契約期間内において、組織機構の改編等の各課等の都合により個別契約を解除する場合がある。な

お、この場合、違約金等は発生しないものとする。

17 基本契約締結業者の組織変更

基本契約締結業者の組織（商号や代表者等）に変更があった場合は、速やかに基本契約担当部局に変更届（様式第9号）を提出するものとする。なお、変更届の添付書類は次のとおりとする。

変更事項	添付書類
社名	登記事項証明書、印鑑証明書（原本）、委任状（様式第3号。営業所等で契約しているとき。）
代表者	登記事項証明書、印鑑証明書（原本）、委任状（様式第3号。営業所等で契約しているとき。）
所在地	登記事項証明書、印鑑証明書（原本）
営業所名称	委任状（様式第3号。営業所等で契約しているとき。）
営業所所長	委任状（様式第3号。営業所等で契約しているとき。）
実印	印鑑証明書（原本）

※ 競争入札参加資格申請に係る変更届を提出した場合は、添付書類の省略可。

電子複写機による複写サービス基本契約申込書

年　月　日

山形県知事殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和8年度から令和12年度において、山形県が行う電子複写機による複写サービスの基本契約を締結したいので、関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

メー カー 一 名	
メーカーとの関係 (該当するものに○をつけること)	メーカー・メーカー商社・県内総代理店
従業員数	名 (うち技術者名)
担当者名	
連絡先	TEL FAX MAIL
保守等のサービス業者名 (申込者以外が行う場合)	

代理店証明書

年 月 日

山形県知事殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

次の者は、下記事項について、山形県内における当社の総代理店であることを証明します。

記

所在地 商号又は名称	
代理店に係る事項	電子複写機による複写サービスの供給
有効期間	<input type="checkbox"/> あり 年 月 日 ~ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> なし

※ 本書式の内容を具備していれば、メーカーにおいて作成した書式も可。

委任状

年月日

山形県知事殿

(委任者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

1 委任期間 年月日から 年月日まで

2 委任事項

- (1) 山形県の電子複写機による複写サービス供給に係る基本契約の申込、見積及び契約締結並びに個別契約締結に関する一切の件
- (2) 複写サービス料金の請求及び受領に関する件
- (3) 保守及び消耗品等供給に係る代理人の指定に関する件

3 受任者

所在地

商号又は名称

職・氏名

4 受任者使用印鑑



- (注)
- 1 使用印鑑は、契約書と同じ印鑑を使用すること
 - 2 委任期間は、基本契約の申込日から契約期間の満了日までとすること
 - 3 委任事項は、必要に応じて字句を削除すること

暴力団排除に関する誓約書

私 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 山形県との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはしません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、山形県から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びに競争入札参加資格申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山形県知事 殿

年　月　日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

社会保険及び労働保険加入状況一覧表

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

社会保険及び労働保険の加入状況については、以下のとおりです。

法定保険の種類		加入状況及び加入義務なしの該当理由
社会 保 險	健康保険	<input type="checkbox"/> 1 加入 <input type="checkbox"/> 2 未加入（基本契約の申し込み資格を有しません。） <input type="checkbox"/> 3 加入義務なし →該当理由（具体的に記入：）
	厚生年金保 險	<input type="checkbox"/> 1 加入 <input type="checkbox"/> 2 未加入（基本契約の申し込み資格を有しません。） <input type="checkbox"/> 3 加入義務なし →該当理由（具体的に記入：）
労 働 保 險	雇用保険	<input type="checkbox"/> 1 加入 <input type="checkbox"/> 2 未加入（基本契約の申し込み資格を有しません。） <input type="checkbox"/> 3 加入義務なし →該当理由（具体的に記入：）
	労働者災害 補償保険	<input type="checkbox"/> 1 加入 <input type="checkbox"/> 2 未加入（基本契約の申し込み資格を有しません。） <input type="checkbox"/> 3 加入義務なし →該当理由（具体的に記入：）

※「3 加入義務なし」を選択した場合は、その理由を明記すること。

契約履行実績一覧表

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

過去3か年における電子複写機による複写サービス契約実績については、以下のとおりです。

契約相手（官公庁名等）	契約期間	複写機導入台数	契約金額 又は契約単価

※1 複写機導入台数の多い順に記入すること。また、記入する件数は任意とする。

※2 本書式の内容を具備していれば、メーカーにおいて作成した書式も可。

電子複写機による複写サービス基本契約料金等に係る書類提出書

年 月 日

山形県知事殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和8年度から令和12年度において、山形県が行う電子複写機による複写サービスの基本契約に係る料金等について、別紙のとおり提出します。

記

1 提出書類

- (1) 基本複写サービス料金見積書
- (2) 超過複写サービス料金単価見積書
- (3) 付加装置料金見積書
- (4) 主要緒元表
- (5) 見積機種に係るカタログ

電子複写機による複写サービス基本契約に係る機種追加(変更)申込書

年 月 日

山形県知事 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付けで締結した電子複写機による複写サービスに係る基本契約において、新機種を追加(変更)したいので、当該機種の基本契約の基本複写サービス料金等について、別紙のとおり提出します。

電子複写機による複写サービス契約に係る変更届

年　月　日

山形県知事殿

(基本契約締結者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付けで締結した電子複写機による複写サービスに係る基本契約について、弊社の組織
に次のとおり変更がありましたので届出します。

変更等年月日	
変更等事項	
変更前	
変更後	
備考	

別紙

複写サービス料金の算出法具体例

会計局会計課 4月分の場合

※以下の内容は仮定のものとする

1 契約内容及び4月分使用状況

機種名	基本複写サービス料金(円)	基本枚数(枚)	付加装置料金(円)		モノクロ使用枚数(枚)	カラー使用枚数(枚)	備考
複写機A	30,000	20,000	FAX	2,000	50,000	2,980	カラー機
複写機B	25,000	15,000	—	—	31,000	2,000	カラー機
複写機C	5,000	10,000	フィニッシャー	1,000	15,730	—	モノクロ機
合 計	60,000	45,000	計	3,000	96,730	4,980	

2 超過複写サービス料金単価

枚数区分(枚)	1 ~ 2,000	2,001 ~ 5,000	5,001 ~ 10,000	10,001 ~ 20,000	20,001 ~ 50,000	50,001 ~ 100,000	100,001 ~ 150,000	150,001 ~ 200,000	200,001 ~ 300,000	300,001 ~
モノクロ	5.0	4.0	3.0	2.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0
カラー	10.0	9.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0

【算出手順】

(1) 複写枚数 控除枚数(不良複写及び保守等で使用した枚数) 1%を除く 使用枚数の合計を計算

4月分使用状況より

【モノクロ分】 A 50,000 枚 × 0.99 = 49,500 枚 (※モノクロ: 基本枚数の合計(45,000枚)を超えない場合は超過複写料金の加算はなし)
 B 31,000 枚 × 0.99 = 30,690 枚
 C 15,730 枚 × 0.99 = 15,572 枚 合計 95,762 枚

【カラー分】 2,980 枚 × 0.99 = 2,950 枚 (※カラー: 超過複写料金の計算は必須)
 2,000 枚 × 0.99 = 1,980 枚 合計 4,930 枚

(2) 複写料金 基本複写サービス料金と付加装置料金の合計を計算

契約内容より 60,000 円 + 3,000 円 = 63,000 円 … ①

(3) 超過複写サービス料金

【モノクロ分】 上記(1)及び基本枚数の合計から、超過枚数は 45,001~95,762 枚の分

以下のとおり、超過複写サービス料金単価表より超過分を計算 (※超過枚数がない場合は不要)

(ア) 45,001~50,000 枚 (5,000 枚分) は、[20,001~50,000 枚 @1.5 円]に該当

5,000 枚 × @1.5 = 7,500 円

(イ) 50,001~95,762 枚 (45,762 枚分) は、[50,001~100,000 枚 @1.4 円]に該当

45,762 枚 × @1.4 = 64,066 円

モノクロ超過分の合計 (ア) + (イ) 7,500 円 + 64,066 円 = 71,566 円 … ②

【カラー分】 上記(1)より 4,930 枚

カラーについては、1枚から超過複写サービス料金単価表適用 (基本複写枚数の設定なし)

(ウ) 1~2,000 枚 (2,000 枚分) は、[1~2,000 枚 @10.0 円]に該当

2,000 枚 × @10.0 = 20,000 円

(エ) 2,001~4,930 枚 (2,930 枚分) は、[2,001~5,000 枚 @9.0 円]に該当

2,930 枚 × @9.0 = 26,370 円

カラーフの合計 (ウ) + (エ) 20,000 円 + 26,370 円 = 46,370 円 … ③

(4) 算出合計金額 (複写料金+超過複写サービス料金) × 消費税及び地方消費税 ((①+②+③) *1.1)

(63,000 円 + 71,566 円 + 46,370 円) × 1.1 = 199,029 円 (支出額)